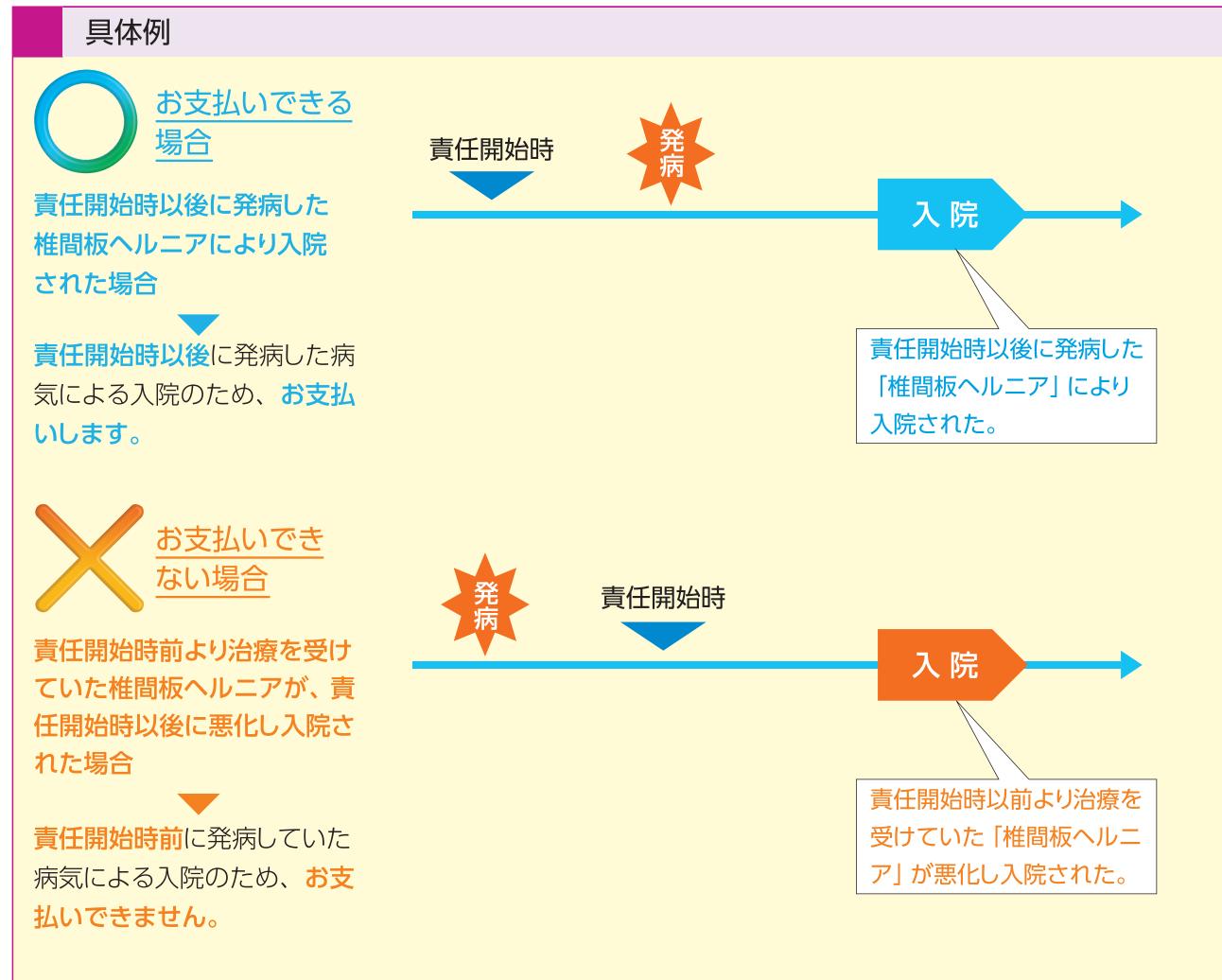


保険金・給付金をお支払いできないその他の場合について

責任開始時前の発病の場合

- 責任開始時前に生じた傷害・疾病を原因として所定の高度障がい状態に該当した場合や入院された場合、または所定の手術・放射線治療、先進医療による療養を受けられた場合などは、保険金等のお支払いまたは保険料の払込み免除ができないことがあります。



※次のような場合には、責任開始時前に生じた原因を責任開始時以後に生じたものとみなしてお取扱いします。

- (ア) 責任開始時前に生じた原因について、当社が告知等により知ったうえで契約(保障見直し)をお引き受けした場合
- (イ) 責任開始時前に生じた原因について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けられたこと等がなく、かつ、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚されていなかった場合
- (ウ) 責任開始時前に生じた原因により、責任開始の日から2年を経過したあとに入院、放射線治療を開始された場合
または所定の手術、先進医療による療養等を受けられた場合

重大事由による解除の場合

次のような事由に該当し、当社がご契約または付加されている特約を解除した場合、保険金・給付金のお支払い事由が発生していてもこれをお支払いすることはできません。

- 保険金等を詐取する目的、または他人に保険金等を詐取させる目的で事故を起こしたとき
- 保険金等の請求に関して詐欺行為があったとき
- 保険契約の重複により給付金等の合計金額が著しく過大であり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- 暴力団・その他反社会的勢力に該当、または、関与していると認められたとき
- その他上記と同等の事由があったとき

ご契約が失効している場合

保険料の払込みがなかったため、ご契約が効力を失った場合、保険金・給付金のお支払い事由が発生してもこれをお支払いすることはできません。

ご契約が取消・無効の場合

次のような場合は、保険金・給付金のお支払い事由が発生していてもこれをお支払いすることはできません。

- 契約者等の詐欺によってご契約が締結され、取り消されたとき
- 契約者が保険金・給付金を不法に取得する目的等をもってご契約が締結され、無効とされたとき
など

重大事由による解除、およびご契約が取消・無効の場合は、告知義務違反による解除の場合とは異なり、責任開始の日または復活日からの年数は問いません。